

社外取締役の選任及び独立性に関する基準

第1条（目的）

本基準は、当社における社外取締役の選任及び独立性に関する基準を定めることを目的とする。

第2条（監査等委員でない社外取締役）

監査等委員でない社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍等は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者
2. 会社法第 331 条第 1 項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役の要件を満たす者

第3条（監査等委員である社外取締役）

監査等委員である社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍等は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第 331 条第 1 項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役の要件を満たす者

第4条（社外取締役の独立性）

① 当社における社外取締役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役は、独立性を有するものと判断されるものとする。

1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の 10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社から役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体に所属する者）
6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
7. 当社から年間 1,000 万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体の業務

執行者である者)

8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外取締役は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

附則

本基準の改廃は、取締役会の決議によるものとする。